

長期履修制度について

社会科学研究科

1. 趣旨

この制度は、職業を有している等の事情により、標準修業年限（博士前期課程2年、博士後期課程3年）では大学院の教育課程の履修が困難な学生を対象としています。事情に応じて標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し修了することにより学位を取得することができます。

2. 申請資格

長期履修学生として出願することができる者は在学する者及び入学資格を有する者のうち、次のいずれかに該当する者です。

- (1) 定まった職業を有する者（自営業及びフルタイムの有職者と同等の勤務状況にあると認められる臨時雇用を含む）
- (2) 家事、育児、介護等を行う必要のある者
- (3) 障がいのある者
- (4) その他長期履修が必要となる特別な理由があると認められる者

3. 申請手続

長期履修を願い出る者は、次の各号に掲げる書類を、在学生にあつては変更することとなる年度の前年度の1月1日から1月31日までに、入学資格を有する者にあつては入学手続期間中に学務課に提出しなければなりません。

- (1) 長期履修許可願（様式第1号）
- (2) 長期履修計画書（様式第2号）
- (3) 次の各号のいずれかの証明書類
 - ア 会社等に勤務する者は、所属長の在職証明書
 - イ 家事、育児、介護に従事しているものは、家事、育児、介護等に従事していることの証明書又は申立書
 - ウ 障がいがあることを証明するもの
 - エ 本人の健康状態を理由として申請する者は、医師の診断書等
 - オ その他研究科長が提出を求める書類

4. 履修期間

長期履修学生の履修期間は博士前期課程（修士課程）にあつては3年以上4年まで、博士後期課程にあつては4年以上6年までとなります。

なお、長期履修を認める期間は1年単位です。

7. 長期履修期間の変更

長期履修者が長期履修期間を変更する必要がある、長期履修期間の短縮又は延長を希望する場合は、長期履修期間変更申請書（様式第3）を、変更することとなる年度の前年度の1月1日から1月31日までに学務課に提出する必要があります。また、長期履修期間の変更は、当該課程において1回限りとなります。